

## CEC製品含有禁止・管理物質(群)リスト

	JGPSSI 分類	材料／化学物質群 *1	中央電子(株)		JGPSSI		RoHS指令	
			管理基準		管理基準		管理基準	
			禁止	管理	閾値レベル(報告レベル)	レベルA	レベルB	禁止 *4
1	A05	カドミウム／カドミウム化合物 *2	◎		100ppmまたは意図的添加	◎		◎
2	A07	六価クロム／六価クロム化合物 *2	◎		1000ppmまたは意図的添加	◎		◎
3	A09	鉛／鉛化合物 *2	◎		1000ppmまたは意図的添加 300ppm(ケーブルやコードの表面接触層)	◎		◎
4	A10	水銀／水銀化合物 *2	◎		1000ppmまたは意図的添加	◎		◎
5	B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	◎		1000ppmまたは意図的添加	◎		◎
6	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	◎		1000ppmまたは意図的添加	◎		◎
7	A17	酸化トリブチルスズ(TBTO)	◎		意図的添加	◎		
8	A18	トリブチルスズ(TBT) トニフェニルスズ(TPT)	◎		意図的添加	◎		
9	B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	◎		意図的添加	◎		
10	B06	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数が3以上)	◎		意図的添加	◎		
11	B09	一部の短鎖型塩化パラフィン	◎		1000ppmまたは意図的添加	◎		
12	C01	アスベスト類	◎		含有している場合全て	◎		
13	C02	アゾ染料・顔料	◎		意図的添加 (生地完成品や革製品は30ppmを超える 場合)	◎		
14	C04	オゾン層破壊物質 (CFCs、HCFCs、HBFCs、四塩化炭 素等)	◎		含有している場合全て	◎		
15	C06	放射性物質	◎		意図的添加	◎		
16	A01	アンチモン／アンチモン化合物		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
17	A02	ヒ素／ヒ素化合物		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
18	A03	ベリリウム／ベリリウム化合物		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
19	A04	ビスマス／ビスマス化合物		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
20	A11	ニッケル *3		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
21	A13	セレン／セレン化合物		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
22	B08	臭素系難燃剤 (PBB類またはPBDE類を除く)		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	
23	B07	ポリ塩化ビニル(PVC)		◎	1000ppm(閾値を超える量が「存在す る」か「存在しない」で管理)		◎	
24	C05	一部のフタル酸エステル類		◎	1000ppmまたは意図的添加		◎	

### 【補足】

- \*1 詳細物質は、別表「JIG例示物質リスト(JGPSSI例示物質分類No掲載)」を参照。
- \*2 包装材の規制：包装を構成する各材料に含まれるカドミウム、六価クロム、鉛、水銀は含有総合計量が重量比で100ppm未満とする。
- \*3 直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限る。
- \*4 RoHS指令適用除外リストは、別紙を参照。